

# グループ贈賄・腐敗行為防止規程（便益の提供）

制定 西暦 15-5-18

改訂 20-4-1

## （目的）

### 第1条

本規程は、贈収賄・腐敗行為防止の観点から、王子ホールディングスおよび王子グループの各社（国内、海外を含む。以下、総称して「王子グループ」という）の役職員が、国内、海外の公的機関等および公務員等、または民間企業等およびその役職員と接する場合に遵守すべき事項を定めることを目的とする。

## （方針）

### 第2条

- 1 王子グループの役職員は、贈賄・腐敗行為の防止に関して各国に適用されるすべての法令を遵守する。
- 2 王子グループは、王子グループの役職員が、相手方に対して贈賄の疑いを持たれる一切の便益の提供を行うことを許容しない。

## （適用範囲）

### 第3条

本規程は、相手方と接点を有する王子グループのすべての事業活動に適用するものとし、行為地が国内であるか海外であるかを問わない。

## （定義）

### 第4条

- 1 「相手方」とは、王子グループの役職員がその業務遂行において接触するすべての個人および組織であり、国内、海外の公的機関等および公務員等、ならびに民間企業等およびその役職員を含む。
- 2 「公的機関等」とは、以下の各号に定義される国内及び海外の組織をいう。
  - (1) 政府または地方公共団体（立法機関および司法機関を含む）（以下、総称して「政府機関」という）
  - (2) 公共の利益に関する特定の事務を行うための特別の法令によって設立された機関
  - (3) 次に掲げる公的な企業
    - ① 政府機関が議決権のある株式の過半数を直接または間接に所有する企業

- ②政府機関が出資の過半数を直接または間接に所有する企業
- ③政府機関が役員 of 過半数を任命または指名する企業
- ④政府機関が株主総会における決議事項の全部または一部についての許可または拒否権を有する企業
- ⑤その他政府機関が実質的に支配する企業

(4) 政党

(5) 国際機関

(6) 政府機関または国際機関から権限の委任を受けてその事務を行う組織

3 「民間企業等」とは、王子グループおよび公的機関等以外の民間企業、団体および組織をいう。

4 「公務員等」とは、公的機関等に従事する職員をいう。また、公職の候補者も含む。

5 「役職員」とは、民間企業等における取締役、監査役、その他役員、顧問、相談役、および、従業員（嘱託、パート、アルバイト、出向者、派遣社員等を含む）をいう。

6 「便益の提供」とは、有形・無形を問わず、金品、接待・贈答、費用負担、寄附・助成その他の便益を提供することをいう。

7 「エージェント」とは、代理人、コンサルタント、仲介業者、合弁事業の相手方など、その名称の如何を問わず、王子グループのために取引の媒介、代理、あっせん等の役務提供を行う法人または個人をいう。

(便益の提供の禁止)

## 第5条

1 王子グループの役職員は、費用を王子グループが負担するか王子グループの役職員個人が負担するかに関わらず、本条第2項または第3項により許容される場合を除き、相手方に対して一切の便益の提供、その申し入れ、または、約束を行ってはならない。

2 王子グループの役職員は、第6条に定める承認手続により承認を得た場合には、便益の提供を行うことができる。

3 王子グループの役職員は、相手方から便益の提供の要求を受け、直ちにこの要求に応じなければ、王子グループの役職員の生命、身体の安全が危険にさらされるため、やむを得ずにこれを提供しなければならない場合には、第6条に定める承認手続による承認を得ることなく、相手方の要求に応じて便益の提供を行うことができる。ただし、当該役職員は、便益の提供後直ちに、第7条に定める報告手続を行わなければならない。

(承認手続)

## 第6条

王子グループの役職員は、第5条第2項に定める便益の提供を行う場合、別途定める「便益の提供に関するガイドライン」に従い、承認を受けなければならない。

(報告手続)

#### 第7条

1 王子グループの役職員は、第5条に基づき便益の提供を行った場合には、実施後直ちに、報告を行わなければならない。報告手続きは別途「便益の提供に関するガイドライン」で定める。

(記録の作成・承認・報告書面等の保管)

#### 第8条

王子グループの役職員は、便益の提供について正確な会計記録及び理由の記録を作成するものとし、これらの記録、第6条および第7条に定める承認および報告に関する書面その他関係資料を10年間保管しなければならない。

(エージェントの起用)

#### 第9条

1 王子グループの役職員は、エージェントに対する支払いが、相手方への不正、違法な働きかけのために利用され、または、その疑いがある場合には、そのような支払いを行ってはならない。

2 王子グループの役職員は、エージェントを起用する場合、事前にエージェントの身元、素性、事業内容、相手方との関係等について精査し、役務と対価の妥当性について検討を行い、その検討結果を提出して、エージェントとの契約の締結について、事前の書面による承認を受けなければならない。承認手続きは、別途「エージェントの起用に関するガイドライン」に定める。

3 公務員等からの紹介により取引を行う相手方については、エージェントに該当しない場合であっても、法令遵守の目的から本条第1項、第2項を準用するものとする。

(本規程違反行為への対応)

#### 第10条

1 王子グループの役職員は、本規程に違反し、または、違反するおそれのある事象を認知または見聞きした場合には、速やかに職場の上長、所管の主管会社、または、王子ホールディングスコーポレートガバナンス本部コンプライアンス部（以下「コンプライアンス部」という）へ報告しなければならない。かかる場合において、王子グループの役職員は、王子グループの内部通報制度を利用して、内部通報を行うことができる。

2 前項の報告、または、内部通報がなされた場合には、所管の主管会社、または、コンプライアンス部は、速やかに事実関係を調査の上、適切な対応を行う。

3 王子グループは、王子グループの役職員が本条第1項の報告、または、内部通報を行ったことを理由に当該役職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(教育・研修)

第 11 条

コンプライアンス部は、王子グループの役職員を対象とする贈収賄防止に関するコンプライアンス教育・研修を定期的に行う体制を整備し、これを実行する。

(内部監査)

第 12 条

王子グループは、贈収賄コンプライアンスに関する監査を内部監査の対象に加え、監査の内容を監査計画に定めると共に、監査を実施する。

(懲戒処分等)

第 13 条

王子グループの役職員が、本規程に違反する行為を行った場合には、就業規則等の社内規則に基づき厳正な処分を行う。

(ガイドライン等の遵守)

第 14 条

王子グループは、本規程のほか、ガイドライン等を定めることにより、本規程の遵守に必要な事項を定めることとし、王子グループの役職員はこれに従う。

(海外グループ各社におけるローカル規程の制定)

第 15 条

1 王子グループの海外各社は、各主管会社の承認を得て、王子ホールディングス コンプライアンス部長へ報告の後、本規程及び第 14 条で策定したガイドラインの補足説明、現地の法令への適合性確保、および、現地の手続・管理に関する細則（以下「ローカル規程」という）を制定および変更することができる。

2 本規程とローカル規程の内容に整合しない部分がある場合には、本規程が優先する。

(本規程の改廃)

第 16 条

本規程は、王子ホールディングス取締役会の承認を得て改廃する。ただし、本規程に関するガイドラインの改廃については、コーポレートガバナンス本部長の承認をもって行う。